

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計監査人の選定に係る 企画提案書公募要項

I 趣旨

山形県と酒田市は、平成 20 年 4 月 1 日に地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「病院機構」という。）を共同で設立し、病院機構は現在、日本海総合病院、日本海酒田リハビリテーション病院、日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所、松山診療所、地見興屋診療所、飛島診療所を運営している。

病院機構は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、会計監査人の監査を受ける必要があり、法第 36 条の規定に基づき、設立団体の長が会計監査人を選任するにあたり、山形県において会計監査人となる候補者を選定するため、企画提案書の公募を実施する。

II 業務概要

1 業務名

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構における会計監査人業務

2 監査対象機関及び所在地

機 関 名	所 在 地
日本海総合病院	山形県酒田市あきほ 30 番地
日本海酒田リハビリテーション病院	山形県酒田市千石町二丁目 3 番 20 号
日本海八幡クリニック	山形県酒田市小泉字前田 37 番地
升田診療所	山形県酒田市升田字東向 16 番地
青沢診療所	山形県酒田市北青沢字家の前 280 番地
松山診療所	山形県酒田市字西田 8 番地の 1
地見興屋診療所	山形県酒田市地見興屋字前割 9 番地の 1
飛島診療所	山形県酒田市飛島字勝浦甲 66 番地

3 業務内容

- (1) 法第 35 条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに会計監査報告の作成
- (2) 法第 35 条の 2 に基づく役員の不正行為の発見時の監事への報告

4 任期

法第 38 条の規定に基づき、選任の日以降令和 6 年度の財務諸表についての法第 34 条第 1 項の規定に基づく設立団体の長（知事）の承認の日までとする（ただし、令和 7 年度から令和 9 年度についても、会計監査人の監査が必要となる基準に該当する場合は再任する方針とするが、法第 36 条の規定に基づく選任は毎年度行うこととする。）。

III 応募要領

1 応募要件

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法第 37 条に規定する資格を有する公認会計士又は監査法人である者。ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表についての監査に関し、業務の制限を受ける者を除く。

- (2) 1年以上引き続き業として当企画提案書公募に係る業務を営んでいる者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていない者。
- (4) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入も含む。）及び消費税を滞納していない者。
- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く）。
- (6) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (8) 以下のいずれにも該当しない者。

①役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

2 応募書類の提出等に関する事項

(1) 応募意思表明書の提出

応募を希望する者は、令和6年11月5日（火）午後5時15分までに次の書類を提出し、応募要件を満たしているか確認を受けること。

- ①応募意思表明書（別紙様式1） 1部
- ②誓約書（別紙様式2） 1部
- ③応募意思表明者の業務概要がわかる資料（パンフレット等） 1部

(2) 企画提案書の提出

応募要件の確認を受けた者は、令和6年11月25日（月）午後5時15分までに次の書類を提出すること。

- ①企画提案書（別紙様式3）（事業者名等を記入したもの）及び添付資料 1部
 - ②企画提案書（別紙様式3）（事業者名等を記入しないもの）及び添付資料 3部
- ※①は、左綴せず、ダブルクリップ等で留めて提出すること。

(3) 書類の提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時15分までに提出先に持参すること。

郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

(4) 書類の提出先

「Ⅲ 応募要領」の「8 担当部局」に同じ

(5) その他

- ① 企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- ② 提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適正と認められるもののみを受理する。
- ③ 応募書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

3 質問に関する事項

(1) 提出書類

質問書（別紙様式4）

(2) 受付期限

令和6年11月5日（火）午後5時15分

(3) 提出先及び方法

「Ⅲ 応募要領」の「8 担当部局」に記載の電子メールアドレスに提出すること（件名は「(地独) 山形県・酒田市病院機構会計監査人選定企画提案への問合せ」とすること。）。

(4) 回答

質問及びその回答内容については、応募意思表明者全員に電子メールで回答する（質問者は公表しない。）。

4 審査及び結果の通知

(1) 審査基準

審査に当たっては、次の視点により評価する。

評価項目	評価の視点	配点
1 監査業務等実績	<ul style="list-style-type: none">○ 類似業務（病院監査等）の会計監査人の業務実績○ 地方独立行政法人等への関与実績○ 公認会計士法に基づく処分の有無	15
2 監査業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 監査取組方針 （病院機構の状況を熟知した具体的な取組方針）○ 監査計画及び監査方法○ 監査体制及び品質管理○ 業務支援、監事及び内部検査責任者との連携	60
3 提示額	<ul style="list-style-type: none">○ 提示額の妥当性	25
計		100

(2) 審査方法

- ①審査は、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の会計監査人選定委員会」（以下「選定委員会」という）の委員が、書類審査及びヒアリングをもとに審査を行う。
- ②審査にあたっては、上記の審査基準により審査を行い、1から3の評価項目を得点化した上で最も得点の高い者を最良の提案者とし、次点の提案者1者を次点者として選定する。
- ③提案者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について当企画提案書公募の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を最良の提案者として選定する。提案者が無い場合には、一旦企画提案書の公募を中止して、公募内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) ヒアリング

選定委員に対し、企画提案書の内容を直接説明し、選定委員からの質疑に答えるヒアリングを実施する。

①開催日

別途通知する日

②説明者及び時間

説明者は2名以内、制限時間は15分とし、説明後の質疑応答時間を10分程度設けることとする。

③その他

ア ヒアリングにおける説明は、事前に提出した企画提案書及び添付資料により行うこと。なお、プロジェクター等の視聴覚機材は使用できないこととする。

イ ヒアリングを受けない者は、審査の対象とはせず、この段階で不採用とする。

(4) 選定結果の通知

全ての提案者に対し書面で通知する（電話等による問い合わせには回答できないこととする）。

5 失格要件

提案者が次のいずれかに該当した場合は、選定委員会で審査の上、当該提案者を失格とすることがある。また、最良の提案者の提案後、病院機構との契約締結前までに当該選定者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、選定委員会において協議し、決定することとする。

- (1) 公募要項等に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要項等で示した要件に適合しないとき
- (4) 企画提案書に虚偽又は不正があったとき
- (5) 企画提案書の提出期限以降において、「Ⅲ 応募要領」の「1 応募要件」に定める要件を満たさなくなったとき
- (6) その他、不適切な行為を行ったと判断されたとき

6 参加辞退

応募意思表示書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「Ⅲ 応募要領」の「8 担当部局」に報告すること。

7 契約手続

- (1) 会計監査人候補者の選定は、特別な理由がない限り最良の提案者を第一候補者とし、設立団体の長が法第 36 条の規定に基づき選任するとともに、病院機構に対しその旨の通知を行う。
- (2) 選任された会計監査人は、病院機構と監査契約を締結する。
- (3) 企画提案書に記載された条件等を基本条件とし、病院機構と選任された会計監査人との間で具体的条件を定め、会計監査業務を行うこととする。
- (4) 辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結に至らなかった場合、「Ⅲ 応募要領」の「4 審査及び結果の通知」に規定する審査基準の要件を満たす提案者のうち、予め選定した次点者を候補者とし、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方とする。

8 担当部局

山形県健康福祉部医療政策課（山形県庁舎 3 階）

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1

電話番号：023-630-2110（直通） ファクシミリ番号：023-630-2301

電子メールアドレス：yiryoseisaku@pref.yamagata.jp

9 その他

- (1) 企画提案に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は山形県に帰属するものとし、返却しない。なお、これらの書類は当該会計監査人選定委員会の審査目的以外には使用しない。

IV 企画提案書作成要領

1 作成方法

- (1) 企画提案書は、「Ⅲ 応募要領」の「2 応募書類の提出等に関する事項」に記載した別紙様式 3 に基づき作成すること。

本様式は、企画提案書の標準的なフォーマットを示したものであり、ページ数、体裁等は自由に変更することができるものとする。また、別葉として資料を添付することも可能とする。ただし、記載項目を表で表している場合は、その表の形式により記載すること。

- (2) 企画提案書の本体には、事業者の名称は一切記載しないこと。また、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切記載しないこと。ただし、「Ⅲ 応募要領」の「2 応募書類の提出等に関する事項 (2) 企画提案書の提出」に記載した 1 部を除く。
- (3) 用紙の大きさは A 4 版、縦、横書き、左綴じとする。ただし、必要に応じて A 3 版の折り込みも可とする。

2 留意事項

- (1) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- (2) 監査報酬（付随する費用を含む。）の総額は、7 1 2 万円（税込）を基準額とする。
- (3) 企画提案は、1 事業者 1 提案までとする。
- (4) 病院機構の概要については、病院機構のホームページを参照すること。

【財務諸表等】 <https://www.nihonkai-hos.jp/about/plan.html>

【病院概要】 <https://www.nihonkai-hos.jp/about.html>